宅地建物取引業法 施行状況調査 (平成27年度)の結果について

国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課 不動産業指導室 適正取引係長 二宮 崇幸

1. 宅地建物取引業者の状況

平成28年3月末(平成27年度末)現在での宅地建物取引業者数は、大臣免許が2,359業者、知事免許が120,948業者で、全体では123,307業者となっている。

対前年度比では、大臣免許が88業者(3.9

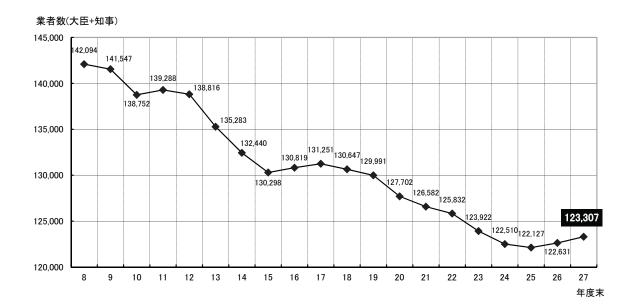
%) 知事免許が588業者(0.5%)それぞれ増加となっている。全体では676業者(0.6%)増加し、2年連続の増加となった。

【表 - 1、図 - 1】

【表 - 1】 宅地建物取引業者数の推移(免許種類別・組織別/過去10年間)

区分		大臣免許			知事免許			合 計	
年度	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計
18年度	2,256	2	2,258	103,756	24,633	128,389	106,012	24,635	130,647
19年度	2,319	2	2,321	104,122	23,548	127,670	106,441	23,550	129,991
20年度	2,256	2	2,258	102,885	22,559	125,444	105,141	22,561	127,702
21年度	2,151	2	2,153	102,466	21,963	124,429	104,617	21,965	126,582
22年度	2,123	1	2,124	102,482	21,226	123,708	104,605	21,227	125,832
23年度	2,130	2	2,132	101,611	20,179	121,790	103,741	20,181	123,922
24年度	2,136	1	2,137	101,027	19,346	120,373	103,163	19,347	122,510
25年度	2,197	1	2,198	101,218	18,711	119,929	103,415	18,712	122,127
26年度	2,270	1	2,271	102,200	18,160	120,360	104,470	18,161	122,631
27年度	2,358	1	2,359	103,307	17,641	120,948	105,665	17,642	123,307

【図-1】 宅地建物取引業者数の推移(過去20年間)



2. 宅地建物取引士の状況

平成27年度の宅地建物取引士資格試験 は、243,199人からの申込みがあり、うち 194,926人が受験し、30,028人が合格してい る。

【表 - 2、図 - 2】

平成27年度においては、新たに24,485人が都道府県知事へ取引士の登録をしている。これにより、平成27年度末時点における登録者総数は982,545人となっている。

【表 - 3、図 - 3】

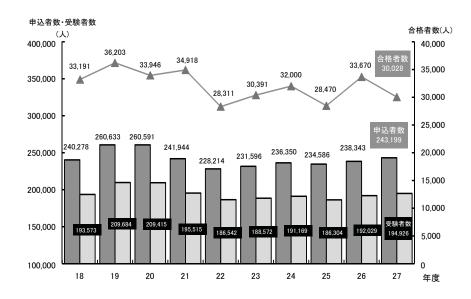
【表 - 2】 宅地建物取引士資格試験の実施状況

(単位:人)

申込者数	受験者数	合格者数
240,278	193,573	33,191
260,633	209,684	36,203
260,591	209,415	33,946
241,944	195,515	34,918
228,214	186,542	28,311
231,596	188,572	30,391
236,350	191,169	32,000
234,586	186,304	28,470
238,343	192,029	33,670
243,199	194,926	30,028
	240,278 260,633 260,591 241,944 228,214 231,596 236,350 234,586 238,343	240,278 193,573 260,633 209,684 260,591 209,415 241,944 195,515 228,214 186,542 231,596 188,572 236,350 191,169 234,586 186,304 238,343 192,029

【図 - 2】

宅地建物取引士資格試験の実施状況

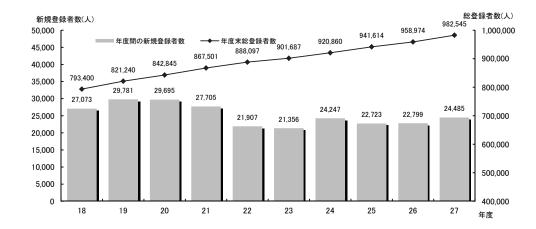


【表 - 3】 宅地建物取引士登録者数の推移 (単位:人)

	新規 登録者数	総登録者数 (年度末時点)
18年度	27,073	793,400
19年度	29,781	821,240
20年度	29,695	842,845
21年度	27,705	867,501
22年度	21,907	888,097
23年度	21,356	901,687
24年度	24,247	920,860
25年度	22,723	941,614
26年度	22,799	958,974
27年度	24,485	982,545

【図-3】

宅地建物取引士登録者数の推移



3. 監督処分等の実施状況

平成27年度において、宅地建物取引業法の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行った宅地建物取引業者に対する監督処分の件数は、以下のとおりである。

免許取消処分 137件(4件、2.8%減)

(うち事務所不確知による免許取消件数88件(10件、12.8%増))

業務停止処分 63件 (11件、14.9%減)

指 示 処 分 27件(7件、20.6減)

合 計 227件(22件、8.8%減)

【表 - 4、図 - 4】

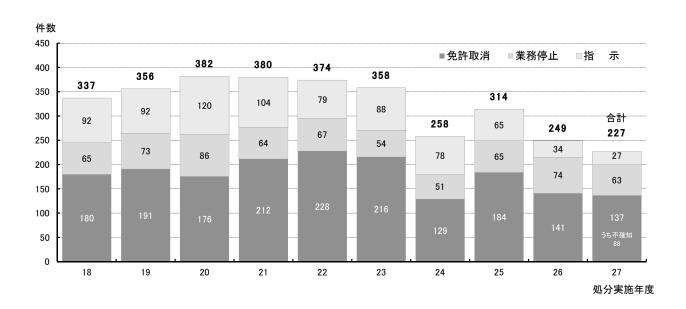
【表 - 4】 監督処分等件数の推移 監督処分件数等の推移(過去10年間/大臣+知事)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
免許取消	180	191	176	212	228	216	129	184	141	137
業務停止	65	73	86	64	67	54	51	65	74	63
指 示	92	92	120	104	79	88	78	65	34	27
計	337	356	382	380	374	358	258	314	249	227
勧告等	873	665	576	536	594	793	848	840	634	574

⁾勧告等…宅建業法第71条の規定に基づく指導等のうち、文書により行った勧告及び指導の件数

【図 - 4】

監督処分件数の推移



4. 苦情・紛争相談件数の状況(概要)

平成27年度に国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び都道府県の宅地建物取引業法主管部局の本局・本課(以下「宅地建物取引業法主管課」という。)並びに都道府県が設置する住宅相談所等の外部施設にて対応された宅地建物取引業者の関与する宅地建物取引に関する苦情・紛争に係る

来庁相談件数は、対前年度比19件、0.9%増加の2.164件であった。

なお、このうちの1,527件については、宅 地建物取引業法主管課にて対応されているも のである。

【表 - 5、図 - 5】

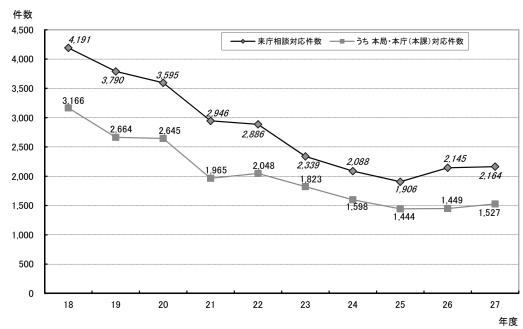
【表 - 5 】 免許行政庁における来庁相談対応件数(国土交通省・都道府県)

	来庁相談対応総件数	(本局・本庁+住宅相談所等)	
		うち本局・本庁(本課)	対応件数
平成18年度	4,191	3,166	(75.5%)
平成19年度	3,790	2,664	(70.3%)
平成20年度	3,595	2,645	(73.6%)
平成21年度	2,946	1,965	(66.7%)
平成22年度	2,886	2,048	(71.0%)
平成23年度	2,339	1,823	(77.9%)
平成24年度	2,088	1,598	(76.5%)
平成25年度	1,906	1,444	(75.8%)
平成26年度	2,145	1,449	(67.6%)
平成27年度	2,164	1,527	(70.6%)

¹⁾ 来庁による相談者対応の件数として集計。

⁽同一事案に関する2回目以降における対応件数及び電話対応件数は含まない。)

²⁾ 総件数については、宅建業法所管部局とは別に、紛争・相談等を受け付ける体制が整備されている施設(都道府県における住宅相談所等)において対応された件数を含んでいる。



【図 - 5 】 国土交通省及び都道府県において取り扱われた苦情・紛争相談件数の推移

5.取引態様別、要因別苦情・紛争 相談件数の状況

宅地建物取引業法主管課において取り扱われた1,527件(対前年度比78件、5.4%増加)の取引態様や要因別での傾向について紹介する。

取引態様別 苦情・紛争相談件数 平成27年度に宅地建物取引業法主管課で取 り扱われた1,527件を取引態様別にみると、 「売買の媒介・代理」に係る紛争の621件(対 前年度比1件、0.1%増)で最も多く、次いで、 宅地建物取引業者自らが売主として関与する 「売買」に係る紛争が470件(対前年度比71件、 17.8%増)「賃貸の媒介・代理」に係る紛争 が436件(対前年度比6件、1.4%増)となっ ている。

【表 - 6、図 - 6】

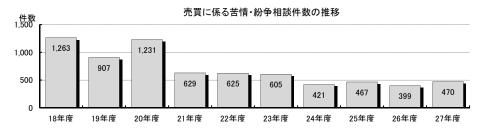
【表 - 6】 取引態様別苦情・紛争相談件数推移

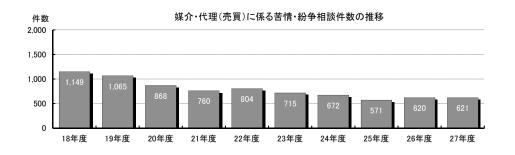
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
売買に係る紛争	1,263	907	1,231	629	625	605	421	467	399	470
媒介・代理(売買) に係る紛争	1,149	1,065	868	760	804	715	672	571	620	621
媒介・代理(賃貸) に係る紛争	754	692	546	576	619	503	505	406	430	436
合 計	3,166	2,664	2,645	1,965	2,048	1,823	1,598	1,444	1,449	1,527

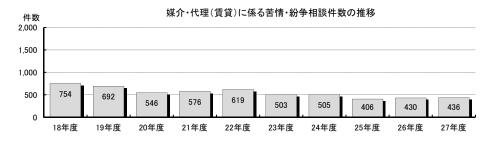
⁾ 各地方整備局等及び47都道府県の宅地建物取引業法主管課における来庁相談対応件数として集計

【図 - 6】

取引態様別苦情・紛争相談件数推移







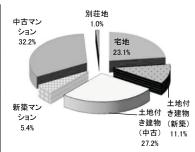
物件別 苦情・紛争相談件数

物件別苦情・紛争相談件数(全体件数) 平成27年度に宅地建物取引業法主管課で対応された苦情・紛争相談件数1,527件を物件の種類別にみると「中古マンション」に関するものが492件と最も多く、次いで「土地付き建物(中古)」に関す るものが416件、「宅地」に関するものが352件、「土地付き建物(新築)」に関するものが169件、「新築マンション」に関するものが83件、「別荘地」に関するものが15件となっている。

【表 - 7、図 - 7】

【表 - 7、図 - 7】 物件別苦情・紛争相談件数(全体件数)

物件の種類	T	H27	年度	H26	年度	対前年度		
1分1十〇ノ作業夫員		件数	構成比	件数	構成比	増減	増減率	
宅地		352	23.1%	335 23.1%		17	5.1%	
十批/十二/ 建物	新築	169	11.1%	157	10.8%	12	7.6%	
土地付き建物	中古	416	27.2%	444	30.6%	- 28	- 6.3%	
マンション	新築	83	5.4%	82	5.7%	1	1.2%	
マンション	中古	492	32.2%	423	29.2%	69	16.3%	
別荘地		15	1.0%	8	0.6%	7	87.5%	
合 i	+	1,527	100.0%	1,449	100.0%	78	5.4%	



売買に係る苦情・紛争相談件数

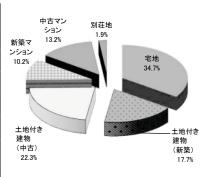
売買に係る苦情・紛争相談件数470件を物件の種類別にみると、「宅地」に関するものが163件と最も多く、次いで「土地付き建物(中古)」に関するものが105件、「土地付き建物(新築)」に関するも

のが83件、「中古マンション」に関する ものが62件、「新築マンション」に関す るものが48件、「別荘地」に関するもの が9件となっている。

【表 - 8、図 - 8】

【表 - 8、図 - 8】 売買に係る苦情・紛争相談件数

物件の種類	T	H27	年度	H26	年度	対前年度		
1分1十〇八至天只		件数	件数 構成比		構成比	増減	増減率	
宅地		163	34.7%	133 33.3%		30	22.6%	
上+4./+ 之 7.11 ///////////////////////////////////	新築	83	17.7%	76	19.0%	7	9.2%	
土地付き建物	中古	105	22.3%	95	23.8%	10	10.5%	
マンション	新築	48	10.2%	44	11.0%	4	9.1%	
マンション	中古	62	13.2%	46	11.5%	16	34.8%	
別荘地		9	1.9%	5	1.3%	4	80.0%	
合 i	+	470	100.0%	399	100.0%	71	17.8%	



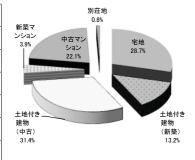
売買の媒介・代理に係る苦情・紛争相 談件数

売買の媒介・代理に係る苦情・紛争相 談件数621件を物件の種類別にみると、「土地付き建物(中古)」に関するものが 195件と最も多く、次いで「宅地」に関 するものが178件、「中古マンション」に 関するものが137件、「土地付き建物(新築)」に関するものが82件、「新築マンション」に関するものが24件、「別荘地」に関するものが5件となっている。

【表 - 9、図 - 9】

【表 - 9、図 - 9】 売買の媒介・代理に係る苦情・紛争相談件数

物件の種類	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	H27	年度	H26	年度	対前年度			
7の1十0ノ作里来	貝	件数構成比		件数	構成比	増減	増減率		
宅地		178	178 28.7% 189 30.5%		- 11	- 5.8%			
十批分之建物	新築	82	13.2%	75	12.1%	7	9.3%		
土地付き建物	中古	195	31.4%	198	31.9%	- 3	- 1.5%		
マンション	新築	24	3.9%	22	3.5%	2	9.1%		
マンション	中古	137	22.1%	134	21.6%	3	2.2%		
別荘地		5	0.8%	2	0.3%	3	150.0%		
合 詰	+	621	100.0%	620	100.0%	1	0.2%		



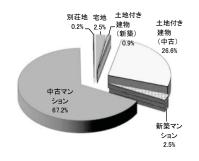
賃貸の媒介・代理に係る苦情・紛争相 談件数

賃貸の媒介・代理に係る苦情・紛争相 談件数436件を物件の種類別にみると、 「中古マンション」に関するものが293件 と圧倒的に多く、次いで「土地付き建物 (中古)」に関するものが116件、「新築マ ンション」に関するものが11件、「宅地」に関するものが11件、「土地付き建物(新築)」に関するものが4件、「別荘地」に関するものが1件となっている。

【表 - 10、図 - 10】

【表 - 10、図 - 10】 賃貸の媒介・代理に係る苦情・紛争相談件数

物件の種類	T	H27	年度	H26	年度	対前年度		
1701〒0万代里天只		件数	構成比	件数	構成比	増減	増減率	
宅地		11	2.5%	13	13 3.0%		- 15.4%	
十 th /	新築	4	0.9%	6	1.4%	- 2	- 33.3%	
土地付き建物	中古	116	26.6%	151	35.1%	- 35	- 23.2%	
マンション	新築	11	2.5%	16	3.7%	- 5	- 31.3%	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	中古	293	67.2%	243	56.5%	50	20.6%	
別荘地		1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%	
合 訁	+	436	100.0%	430	100.0%	6	1.4%	



主要原因別 苦情・紛争相談件数

全体件数

平成27年度に宅地建物取引業法主管課で対応された1,527件を原因別にみると、「重要事項の説明等」(重要事項の不告知を含む。以下同じ。)に関するものが513件と最も多く、次いで「契約の解除」(ローン不成立による契約解除を含む。以下同じ。)の170件、「報酬」(高額報酬を含

む。以下同じ。)の103件、「瑕疵問題」(瑕疵補修を含む。以下同じ。)の103件、「媒介に伴う書面の交付」の43件と続いている。

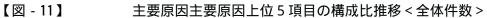
最も多い原因である「重要事項の説明 等」は、平成27年度は2年振りに減少し、 2.1%となった。

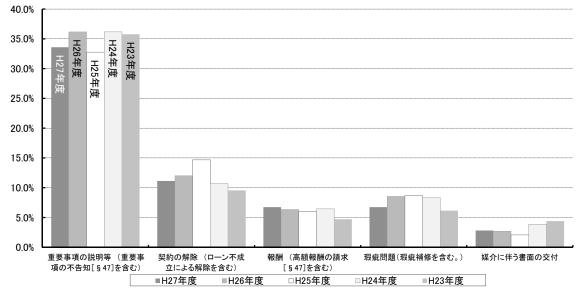
【表 - 11、図 - 11】

【表 - 11】 主要原因別

主要原因別 苦情・紛争相談件数(全体件数)

	H27	年度	H26	年度	H25	年度	H24	年度	H23	年度
	件数	構成比								
重要事項の説明等(重要事項の不告知[§47]を含む)	513	33.6%	524	36.2%	473	32.8%	578	36.2%	652	35.8%
契約の解除(ローン不成立による解除を含む)	170	11.1%	174	12.0%	212	14.7%	171	10.7%	174	9.5%
報酬(高額報酬の請求[§47]を含む)	103	6.7%	92	6.3%	87	6.0%	103	6.4%	86	4.7%
瑕疵問題 (瑕疵補修を含む。)	103	6.7%	124	8.6%	125	8.7%	133	8.3%	112	6.1%
媒介に伴う書面の交付	43	2.8%	39	2.7%	30	2.1%	62	3.9%	80	4.4%
預り金、申込み証拠金等の返還	41	2.7%	53	3.7%	59	4.1%	74	4.6%	89	4.9%
契約内容に係る書面の交付	39	2.6%	44	3.0%	61	4.2%	61	3.8%	74	4.1%
誇大広告等の禁止	28	1.8%	27	1.9%	24	1.7%	33	2.1%	36	2.0%
日影、眺望、境界等相隣関係	24	1.6%	14	1.0%	24	1.7%	24	1.5%	30	1.6%
§47の2 相手方等の保護に欠ける行為の禁止	19	1.2%	13	0.9%	18	1.2%	11	0.7%	9	0.5%
その他	444	29.1%	345	23.8%	331	22.9%	348	21.8%	481	26.4%
合計	1,527	100.0%	1,449	100.0%	1,444	100.0%	1,598	100.0%	1,823	100.0%





売買に係る苦情・紛争相談件数

宅地建物取引業者自らが売主として関与した宅地建物の取引に関する苦情・紛争相談件数470件を原因別にみると、「重要事項の説明等」に関するものが140件と最も多く、次いで「契約の解除」の80件、「瑕疵問題」の49件、「契約内容に係

る書面の交付」の14件と続いている。

「重要事項の説明等」は、平成15年度には500件を超える件数の対応があり、 以降も30%前後の高い比率で推移している。

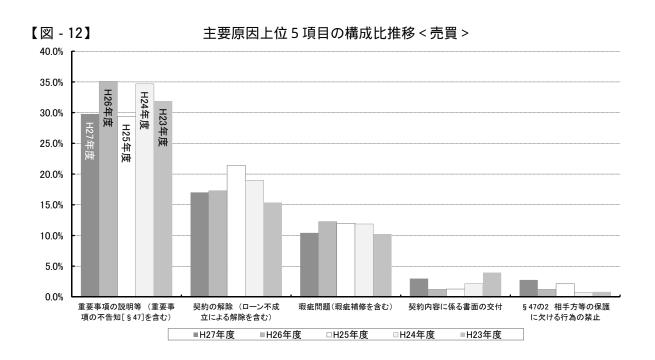
依然として、「重要事項の説明等」、「契

約の解除」及び「瑕疵問題」の主要原因 上位3要因で全体の約半数以上を占める 状況が続いている。

【表 - 12、図 - 12】

【表-12】 主要原因別 苦情・紛争相談件数 (売買)

	H27	年度	H26	年度	H25	年度	H24	年度	H23	年度
	件数	構成比								
重要事項の説明等(重要事項の不告知[§47]を含む)	140	29.8%	140	35.1%	137	29.3%	146	34.7%	193	31.9%
契約の解除(ローン不成立による解除を含む)	80	17.0%	69	17.3%	100	21.4%	80	19.0%	93	15.4%
瑕疵問題(瑕疵補修を含む)	49	10.4%	49	12.3%	56	12.0%	50	11.9%	62	10.2%
契約内容に係る書面の交付	14	3.0%	5	1.3%	6	1.3%	9	2.1%	24	4.0%
§47の2 相手方等の保護に欠ける行為の禁止	13	2.8%	5	1.3%	10	2.1%	3	0.7%	5	0.8%
日影、眺望、境界等相隣関係	12	2.6%	1	0.3%	12	2.6%	8	1.9%	13	2.1%
違約金の支払い	9	1.9%	3	0.8%	4	0.9%	6	1.4%	12	2.0%
広告の開始時期の制限	5	1.1%	7	1.8%	3	0.6%	4	1.0%	1	0.2%
契約締結等の時期の制限	5	1.1%	10	2.5%	7	1.5%	5	1.2%	6	1.0%
瑕疵担保責任の特約の制限	5	1.1%	4	1.0%	8	1.7%	2	0.5%	9	1.5%
その他	138	29.4%	106	26.6%	124	26.6%	108	25.7%	187	30.9%
合計	470	100.0%	399	100.0%	467	100.0%	421	100.0%	605	100.0%



売買の媒介・代理に係る苦情・紛争相 談件数

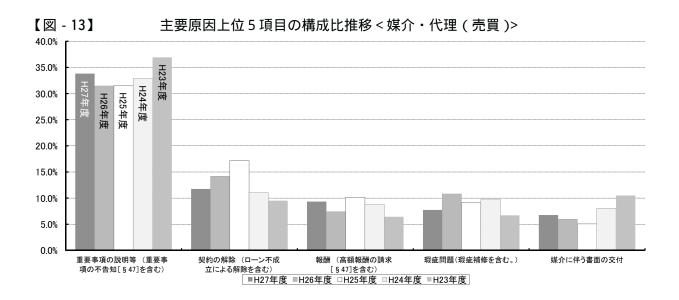
宅地建物取引業者が媒介又は代理として関与した宅地建物の売買に係る取引での苦情・紛争相談件数621件を原因別にみると、「重要事項の説明等」に関するものが210件と最も多く、次いで「契約の解除」の73件、「報酬」の58件、「瑕疵」の48件と続いている。

売買の媒介・代理では、依然として「重要事項の説明等」が30%を超える比率で推移している。また、報酬や媒介契約に係る書面の交付を巡る紛争など、媒介という取引形態特有の要因が依然として上位を占めている。

【表 - 13、図 - 13】

【表 - 13】 主要原因別苦情・紛争相談件数 (売買の媒介・代理)

	H27年度		H26年度		H25年度		H24年度		H23年度	
	件数	構成比								
重要事項の説明等(重要事項の不告知[§47]を含む)	210	33.8%	195	31.5%	180	31.5%	221	32.9%	264	36.9%
契約の解除(ローン不成立による解除を含む)	73	11.8%	88	14.2%	98	17.2%	74	11.0%	68	9.5%
報酬(高額報酬の請求[§47]を含む)	58	9.3%	46	7.4%	58	10.2%	59	8.8%	46	6.4%
瑕疵問題(瑕疵補修を含む。)	48	7.7%	67	10.8%	52	9.1%	66	9.8%	48	6.7%
媒介に伴う書面の交付	42	6.8%	37	6.0%	29	5.1%	54	8.0%	75	10.5%
日影、眺望、境界等相隣関係	12	1.9%	13	2.1%	9	1.6%	13	1.9%	12	1.7%
誇大広告等の禁止	11	1.8%	10	1.6%	8	1.4%	14	2.1%	16	2.2%
預り金、申込み証拠金等の返還	9	1.4%	9	1.5%	4	0.7%	7	1.0%	12	1.7%
契約締結等の時期の制限	6	1.0%	2	0.3%	2	0.4%	5	0.7%	3	0.4%
契約内容に係る書面の交付	5	0.8%	11	1.8%	9	1.6%	25	3.7%	27	3.8%
その他	147	23.7%	142	22.9%	122	21.4%	134	19.9%	144	20.1%
合計	621	100.0%	620	100.0%	571	100.0%	672	100.0%	715	100.0%



賃貸の媒介・代理に係る苦情・紛争相 談件数

宅地建物取引業者が媒介又は代理として関与した宅地建物の賃貸取引に関する苦情・紛争相談件数436件を原因別にみると、「重要事項の説明等」に関するものが163件と最も多く、次いで「報酬」

の45件、「預り金、申込証拠金等の返還」 の28件、「契約内容に係る書面の交付」 の20件と続いている。

重要事項の説明等」は、全体の約4割 を占めている。

【表 - 14、図 - 14】

【表 - 14】 主要原因別苦情・紛争相談件数(賃貸の媒介・代理)

	H27年度		H26年度		H25年度		H24年度		H23年度	
	件数	構成比								
重要事項の説明等(重要事項の不告知[§47]を含む)	163	37.4%	189	44.0%	156	38.4%	211	41.8%	195	38.8%
報酬(高額報酬の請求[§47]を含む)	45	10.3%	46	10.7%	29	7.1%	44	8.7%	40	8.0%
預り金、申込み証拠金等の返還	28	6.4%	35	8.1%	51	12.6%	61	12.1%	66	13.1%
契約内容に係る書面の交付	20	4.6%	28	6.5%	46	11.3%	27	5.3%	23	4.6%
契約の解除(ローン不成立による解除を含む)	17	3.9%	17	4.0%	14	3.4%	17	3.4%	13	2.6%
誇大広告等の禁止	15	3.4%	13	3.0%	13	3.2%	13	2.6%	11	2.2%
マンションの管理に関する問題	7	1.6%	9	2.1%	8	2.0%	15	3.0%	26	5.2%
瑕疵問題(瑕疵補修を含む)	6	1.4%	8	1.9%	17	4.2%	17	3.4%	2	0.4%
秘密を守る義務	3	0.7%	3	0.7%	0	0.0%	1	0.2%	2	0.4%
違約金の支払い	2	0.5%	2	0.5%	0	0.0%	6	1.2%	3	0.6%
その他	130	29.8%	80	18.6%	72	17.7%	93	18.4%	122	24.3%
合計	436	100.0%	430	100.0%	406	100.0%	505	100.0%	503	100.0%

